

(社)千葉県社会福祉士会選挙管理委員会打合せ議事録

2009.10.8 19:30~21:50 於：千葉県社会福祉士会事務局

出席者：(委員) 白井、鈴木、伊達、西澤、野口 (事務局) 岡本

議事要旨

- ・委員の互選により、委員長に白井正和氏、副委員長に伊達雅則氏を選出した。
- ・選挙スケジュールを確認、選挙事務費用の削減のため、公示送付は日程的に間に合えば点と線に同封。返送用封筒を作成せず、投票用紙裏面に料金後納表示および送付先、バーコード印刷し投票用紙を簡易書簡のように返送できないか検討する。
- ・集計の都合上、投票は極力総会会場ではなく郵送で行うよう、委員長名で会員向けに依頼することとした。開票は事前に公開の場で選管が実施するが得票数については当日まで非公開とする。なお、会報での立候補の呼びかけは事務局で作成。
- ・前選挙管理委員長および理事会からの見直し意見も確認し、各種選挙規程の見直しが必要であることを確認したが、規則は総会議決事項であり、今回は細則の見直しにより対応。
- ・今回の選挙結果を踏まえ、選管から理事会へ規則改正案を提示する。但し、新法人制度への移行を次期理事選(平成23年度実施)までに行うか否かで内容が変わる。
- ・規則、細則を項目ごとに検討し、細則改正案(別紙)を作成し終了。

理事会議案

社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則について、以下のとおり改正して宜しいかお諮りします。

社団法人千葉県社会福祉士会 役員選出細則（案）

平成 19 年 10 月 19 日制定
平成 21 年 10 月 24 日改正

（目的）

第1条 この細則は、社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）役員選出規則（以下「規則」という）第10条の規定に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

（改選年）

第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の3月の通常総会において行う。
2. 理事会は、前項の改選実施について、会員へ広報しなければならない。

（選挙管理委員の公募）

第3条 理事会は、規則第7条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選年前年に、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。

（選挙管理委員の応募方法）

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクス又はEメールにて提出しなければならない。
2. 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。

（選挙管理委員会の編成）

第5条 選挙管理委員会は、規則第7条第2項の規定により、応募者の中から抽選で5名を選出する。
2. 抽選は、無作為な方法を用いて事務局が実施する。
3. 事務局は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。
4. 応募者が5名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。

（選挙管理委員の名簿公表）

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿を会員に公表しなければならない。

(会員理事選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、規則第7条第3項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第8条前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事の区分と定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(会員理事定数の細区分)

第9条 規則第3条に規定する会員理事区分を基礎として、立候補者の業種に基づき次のとおり定数を細区分する。

区分	業種 ①社会福祉・ 社会保障分野	②その他の分野 (教育・医療・保健 衛生・民間他)	合計 ①+②
会員理事	10人以内	5人以内	15人以内

- 2. 選挙管理委員会は、前項の各区分定数をもとに、会員理事の立候補者を公募するものとする。
- 3. 業種についての詳細は別紙1のとおりとする。
- 4. ①社会福祉・社会保障分野から選出される理事の数は、②その他の分野から選出される理事と外部理事の合計と同数以内とする。

(立候補正会員の資格要件)

第10条 規則第6条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第7条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(推薦者の要件)

第 11 条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第 7 条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(立候補受付期間)

第 12 条 選挙管理委員会は、規則第 7 条第 4 項の規定に基づき、20 日以上 30 日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めなければならない。

(立候補届様式)

第 13 条 会員理事に立候補する者は、所定の「様式 1」で届け出なければならぬ。

2. 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第 14 条 会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式 2」で届け出なければならぬ。

2. 推薦者の自署または捺印のないものは無効とする。

3. 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第 15 条 立候補者は、第 13 条の立候補届を提出するときは、3人の正会員から前条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(立候補者の名簿公表)

第 16 条 選挙管理委員会は、規則第 9 条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 会員番号
- (4) 勤務先名称
- (5) 在住市区町村
- (6) 推薦者氏名

2. 名簿の掲載は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(立候補者定数未達の措置)

第 17 条 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。

2. 前項の手続き方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第 18 条 規則第 10 条の規定に基づく投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者が定数を超えた場合は、業種ごとに立候補者の氏名が列記された用紙に定数と同数の○印を付して投票する。
- (2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものを有効とする。
- (3) ○印が定数よりも多い場合は、これを無効票とする。
- (4) ○印が定数よりも少ない場合は、これを有効票とする。

2. 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、当選とする。

(理事の変更登記)

第 19 条 定款第 12 条第 2 項の規定により、理事が選任された後は、速やかに理事の変更登記手続きを行い、登記簿謄本を添え千葉県知事へ届け出なければならない。

(改廃)

第 20 条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この細則は、平成 19 年 10 月 19 日から施行する。

附則

1. この細則は、平成 21 年 10 月 24 日から施行する。

(別紙1)

第9条に規定する業種の分類については、次のとおりとする。

①社会福祉、社会保障分野

(健康保険組合、国(地方)公務員共催組合、診療報酬支払基金、国民年金基金、厚生年金基金、国民健康保険団体連合会、社会保険事務所、地方公務員災害補償基金、石炭鉱業年金基金、農業年金基金、福祉事務所、保育所、託児所、児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童更生施設(乳児院)、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭センター、母子福祉センター、母子休養ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む)、老人福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉ホーム、知的障害者援護施設、知的障害者更生相談所、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター、精神障害者グループホーム、更生保護施設、更生保護協会、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産所、年金資金運用基金、心身障害者福祉協会、民生保護寮、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、婦人相談所)

②その他の分野

①に含まれないもの

(様式 1)

社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補届

私は、社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき会員
理事に立候補しますので、3名の推薦書を添えて届け出ます。

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、
会員番号記入のこ
と)

(ふりがな) 氏 名		生年 月日	年 月 日	会員 番号	
在住市区町村	都・県				市・区・町・村
勤務先名		立候補業種 (何れかに○)	①社会福祉、 社会保障分野	②その他の 分野	

主な活動歴（社会福祉士会での活動含む）

立候補理由・抱負

推薦者氏名 (会員番号)	1 ()	2 ()	3 ()
-----------------	----------	----------	----------

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式2)

社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補者推薦書

私は、社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき、会員理事の立候補者として次の方を推薦します。

推薦理由

推薦する立候補者氏名	
推薦理由	

上記のとおり、推薦いたします。

年 月 日

推薦者

会員番号	
氏名	

(署名または記名捺印)

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推薦書を3人から受け取り捺印し、必ず立候補届に3枚添付して届け出してください。

立候補者確認印

選管収受印

○社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則

新	旧	平成19年10月19日制定 平成21年10月24日改正	平成19年10月19日制定
(目的) 第1条 この細則は、社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）役員選出規則（以下「規則」という）第10条の規定に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この細則は、社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）役員選出規則（以下「規則」という）第10条の規定に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。	(改選年) 第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の3月の通常総会において行う。 2. 理事会は、前項の改選実施について、会員へ広報しなければならない。	(改選年) 第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の3月の通常総会において行う。 2. 理事会は、前項の改選実施について、会員へ広報しなければならない。
(選挙管理委員の公募) 第3条 理事会は、規則第7条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選年前年に、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。	(選挙管理委員の公募) 第3条 理事会は、規則第7条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選年前年に、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。	(選挙管理委員の応募方法) 第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファックス又はEメールにて提出しなければならない。 2. 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。	(選挙管理委員の応募方法) 第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファックス又はEメールにて提出しなければならない。 2. 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。
(選挙管理委員会の編成) 第5条 選挙管理委員会は、規則第7条第2項の規定により、応募者の中から抽選で5名を選出する。 2. 抽選は、無作為な方法を用いて事務局が実施する。 3. 事務局は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。 4. 応募者が5名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。	(選挙管理委員会の編成) 第5条 選挙管理委員会は、規則第7条第2項の規定により、応募者の中から抽選で5名を選出する。 2. 抽選は、無作為な方法を用いて事務局が実施する。 3. 事務局は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。 4. 応募者が5名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。	(選挙管理委員の応募方法) 第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファックス又はEメールにて提出しなければならない。 2. 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。	(選挙管理委員の応募方法) 第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファックス又はEメールにて提出しなければならない。 2. 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。

(選挙管理委員の名簿公表)

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿を会員に公表しなければならない。

(会員理事選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、規則第7条第3項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事の区分と定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(会員理事定数の細区分)

第9条 規則第3条に規定する会員理事区分を基礎として、立候補者の業種に基づき次のとおり定数を細区分する。

業種 区分	①社会福祉・ 社会保障分野	②その他の分野 (教育・医療・保健 衛生・民間他)	合計 ①+②	業種 区分	①社会福祉・ 社会保障分野	②その他の分野 (教育・医療・保健 衛生・民間他)	合計 ①+②
会員理事	10人以内	5人以内	15人以内	会員理事	10人以内	5人以上	15人
				外部理事	0人	5人	5人
				合計	10人	10人	20人

2. 選挙管理委員会は、前項の各区分定数とともに、会員理事の立候補者を公募するものとする。

3. 業種についての詳細は別紙1のとおりとする。

4. ①社会福祉・社会保障分野から選出される理事の数は、②その他の分野から選出される理事と外部理事の合計と同数以内とする。

(立候補正会員の資格要件)

第10条 規則第6条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事

(立候補正会員の資格要件)

第10条 規則第6条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事

(選挙管理委員の名簿公表)

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿を会員に公表しなければならない。

(会員理事選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、規則第7条第3項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

- 第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。
- (1) 理事の区分と定数
 - (2) 任期
 - (3) 立候補受付開始日
 - (4) 立候補受付締切日
 - (5) 立候補手続き
 - (6) 選出時期
 - (7) 選出方法
 - (8) その他必要事項

(理事定数の細区分)

第9条 規則第3条に規定する会員理事区分を基礎として、立候補者の業種に基づき次のとおり定数を細区分する。

業種 区分	①社会福祉・ 社会保障分野	②その他の分野 (教育・医療・保健 衛生・民間他)	合計 ①+②	業種 区分	①社会福祉・ 社会保障分野	②その他の分野 (教育・医療・保健 衛生・民間他)	合計 ①+②
会員理事	10人以内	5人以内	15人以内	会員理事	10人以内	5人以上	15人
				外部理事	0人	5人	5人
				合計	10人	10人	20人

2. 選挙管理委員会は、前項の各区分定数とともに、会員理事の立候補者を公募するものとする。

3. 業種についての詳細は別紙1のとおりとする。
4. ①社会福祉・社会保障分野から選出される理事の数は、②その他の分野から選出される理事と外部理事の合計と同数以内とする。

第10条 規則第6条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事

項目をすべて満たす者とする。	
(1) 選挙管理委員会が第7条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。	(1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
(2) 本会の年会費の未納がないこと。	(1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。 (2) 海外に在住、または長期にわたり県外に在住していないこと。 (3) 本会の年会費が未納ないこと。
(推薦者の要件)	(推薦者の要件) 第11条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。 (1) 選挙管理委員会が第7条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。 (2) 本会の年会費の未納がないこと。
(立候補受付期間)	(立候補受付期間) 第12条 選挙管理委員会は、規則第7条第4項の規定に基づき、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めなければならない。
(立候補届様式)	(立候補届様式) 第13条 会員理事に立候補する者は、所定の「様式1」で届け出なければならぬ。 2. 立候補者の自署及び捺印のないものは無効とする。
(推薦書様式)	(推薦書様式) 第14条 会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式2」で届け出なければならない。 2. 推薦者の自署または捺印のないものは無効とする。 3. 立候補者確認印のないものは無効とする。
(応募手続)	(応募手続) 第15条 立候補者は、第13条の立候補届を提出するときは、3人の正会員から前条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかつたものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(立候補者の名簿公表)

第16条 選挙管理委員会は、規則第9条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 氏名 | (2) 生年月日 |
| (3) 会員番号 | (4) 勤務先名称 |
| (5) 在住市区町村 | (6) 推薦者氏名 |

2. 名簿の掲載は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(立候補者定数未達の措置)

第17条 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。
2. 前項の手続き方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第18条 規則第10条の規定に基づく投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者が定数を超えた場合は、差別ごとに立候補者の氏名が列記された用紙に定数と同数の○印を付して投票する。
 - (2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものを有効とする。
 - (3) ○印が定数よりも多い場合は、これを無効票とする。
 - (4) ○印が定数よりも少ない場合は、これを有効票とする。
2. 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、当選とする。

(立候補者の名簿公表)

第16条 選挙管理委員会は、規則第9条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 氏名 | (2) 性別 |
| (3) 会員番号 | (4) 勤務先名称 |
| (5) 現住所地名（市・郡名のみ） | (6) 推薦者氏名 |

(立候補者定数未達の措置)

第17条 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。
2. 前項の手続き方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第18条 規則第10条の規定に基づき、総会において出席者が行う投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に定数と同数の○印を付して投票する。
 - (2) 投票は無記名投票とする。
 - (3) ○印が定数よりも多い場合は、これを無効票とする。
 - (4) ○印が定数よりも少ない場合は、これを有効票とする。
2. 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、その立候補者全員について一括して信任投票を行い、出席者の過半数の信任をもって決する。

(理事の変更登記)

第19条 定款第12条第2項の規定により、理事が選任された後は、速やかに理事の変更登記手続きを行い、登記簿謄本を添え千葉県知事へ届け出なければならない。

(改廃)

第20条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

(理事の変更登記)

第19条 定款第12条第2項の規定により、理事が選任された後は、速やかに理事の変更登記手続きを行い、登記簿謄本を添え千葉県知事へ届け出なければならない。

(改廃)

第20条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

練施設、学習塾、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外國語会話教授業、スポーツ・健健康教授業、ファイットネスクラブ、その他の教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業)

(2) 医療（一般病院、精神病院、結核病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、助産所、看護業、療術業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、その他の療術業、歯科技工所、その他の医療に附帯するサービス業）

(3) 保健衛生（保健所、結核健相談施設、精神保健相談施設、母子健健康相談施設、その他の健健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物検疫所を除く）、検査業、消毒業、他に分類されない保健衛生）

(4) 民間他（その他）

(様式別紙)

樣式

社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補履歴

私は、(社)千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき、立候補しますので、3名の推薦書を添えて届け出ます。

顎 享 其 付 標 金 番 号 記 入 の こ と			
<p>私は、社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補届 理事に立候補しますので、3名の推薦書を添えて届け出ます。</p>			
(ふりがな) 氏名	生年 月日	年 月 日	会員 番号
在住市区町村	都・県	市・区・町・村	
勤務先名	立候補業種 (何れかに○)	①社会福祉、 ②その他の 分野	
<p>主な活動歴（社会福祉士会での活動合計）</p> <p>立候補理由・抱負</p>			
推薦者氏名 (会員番号)	1 ()	2 ()	3 ()

上記のとおり、立候補を届け出ます。

日 月 年

氏名 _____ (署名または記名捺印)

印氏名(自署)

上記のとおり、立候補を届け出ます。
年 月 日

證管收受印

被写真添付欄							
氏名	(-)	性別	男	生年 月日	年 月	日 年 齡	歳
自宅住所							
勤務先名				職種内容			
会員番号		Eメール					
主な活動歴(社会福祉士会での活動含む)							
立候補理由・抱負							
推薦者氏名 (会員番号)	1 (-)	2 (-)	3 (-)				

(新)

(1回)

(様式2)

社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補者推薦書
 私は、(社)千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき、
 年度改選の会員理事の立候補者を推薦します。

私は、社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補者推薦書
 として次の方を推薦します。

推薦理由

推薦理由

推薦理由

推薦する立候補者氏名	
------------	--

推薦理由	
------	--

上記のとおり、推薦いたします。

推 薦 者 年 月 日

会員番号	立候補者確認印
氏 名	(署名または記名捺印)

(署名または記名捺印)

年 月 日

立候補者	〒	TEL ---
会員住所		FAX ---
Eメール		⑥
会員番号		
立候補者氏名	(自 署)	印

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推
 薦書を3人から受け取り捺印し、必ず立候補届に3枚添付して届け出してください。

立候補者確認印	立候補者捺印
立候補者捺印	(自 署)

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推
 薦書を3人から受け取り捺印し、必ず立候補届に3枚添付して届け出ください。
 3人から受け取り捺印し、必ず立候補届に3枚添付して届け出ください。

千葉県社会福祉士会理事会 審議事項

2009年10月24日
千葉県社会福祉士会理事 北 昌司
同 会員 近藤けい子
同 会員 松下やえ子

「訪問介護フォーラム」の位置づけと今後に向けて

はじめに

千葉県社会福祉士会は、「千葉県訪問介護フォーラム」が2000年に開催されて以来、後援団体に名前を連ねるとともに、昨年より、「実行委員会」に理事を派遣、協賛団体としてより積極的に取り組むようになりました。現在、「千葉県訪問介護フォーラム」は13団体21名の実行委員会構成になっており、近年、150名から200名程度の参加者数を得る規模になっています。

この実績を力にして、地域と社会福祉施策の動向などを踏まえ、福祉職能団体間の連携を強め、次へのステップに向けて、新機軸を確立する時期と思われます。以下、県社会福祉士会としての方針を提案しますのでご審議下さい。

1. 現状と課題

○訪問介護フォーラムでは、訪問介護に従事するケアワーカーの賃金・処遇改善及び社会的地位の向上を求めてきました。また、利用者の自立支援に繋がる介護保険制度等の制度設計のあり方について提言してきました。また、ホームヘルパーは「小さなソーシャルワーカー」とも言われていますが、利用者が地域で住み続けることができるまちづくり等についても高い関心を持って企画してきました。

○「2015年の高齢者介護」(2003.6)は福祉関係者に大きな反響を呼びましたが、この文書が引き金となって「地域密着型サービス」「地域包括支援センター」が新たに設けられることになりました。現在、「地域包括ケア研究会」報告書(2009.6)が出され、2025年に向けての議論が行なわれようとしています。この報告書の中で、「30分以内に駆けつけられる圏域」での「地域包括ケアシステム」が提起され、「地域包括支援センターを高齢者に限定せず、障害者等、ケアを必要とする者全てを支援するセンター」として位置付ける方向が提起されています。

上記のことから明らかなように、今、「地域」が、ある意味では「校区」が、これから社会福祉にとっての「あり方」を厳しく問おうとしています。社会福祉士等にとっては、地域を見定めての「コミュニティソーシャルワーク」が重要になっています。

こうして、今、地域の社会福祉士・介護福祉士・ホームヘルパー等の福祉従事者が協働作業を行なうとともに、医療等と連携することが重要な時期を迎えています。

また、「地域包括ケア研究会」報告書では、「介護職員の確保、専門性の向上」が大きなテーマになっていますが、地域の福祉従事者の専門性とそれを裏付ける賃金・処遇改善と社会的地位の向上が重要な課題となる時期を迎えています。

2. 今後に向けて

以上のことから、

1)重要課題

- ① 「地域包括ケアシステム」確立についての政策提言
- ② 福祉職の専門性の向上とそのための教育研修体系のあり方についての政策提言
- ③ 賃金と処遇・社会的地位向上のための政策提言

の活動が重要な課題になっています。

2)課題推進のために

- ① 2007年3月、「社会福祉士及び介護福祉士等の一部を改正する法律案」が可決・施行されました。今日、改めてこの二つの資格の果たす役割が注目されており、社会的期待に応えることが重要となっています。このことから二つの組織が軸になって上記の課題の推進のためにリーダーシップを果たす必要があると思われます。
- ② 2010年、訪問介護フォーラムは10回目を迎えることになりますが、この1年間、二つの組織が上記の重要課題を推進するための体制・手法等を協議し、骨格を固めるための研究会を設けます。千葉県社会福祉士会においては地域集会を開催するなどして会員の創意で方針を練り上げていきます。
- ③ そして、2010年の訪問介護フォーラムにおいて、県下の団体に呼びかけ、上記の重要課題推進のための組織づくりを提起します。

千葉市における高齢者等見守り支援事業（安心生活創造モデル事業）
の受託の可否について（審議のお願い）

＜主旨＞ 表題の件について、下記及び添付資料に関して、千葉市より当会が受託可能かどうかの打診があったことに対して、当会として受託したうえで事業の推進に協力したい。

記

1. 千葉市における高齢者等見守り支援事業（安心生活創造モデル事業）の目的と経緯

モデル地区において、地区内の一人暮らし高齢者等への見守り及び買物支援（以下「基盤支援」という。）を行うことにより、一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らしていくための仕組みづくりを試行し、その効果を検証することで地域の実情に即した一人暮らし高齢者等の基盤支援対策を講じる。なお、全額国庫補助事業である。

これに関して、7月上旬に千葉市保健福祉総務課より富士通総研（稻永）に対して最初の打診があつたため7／13に訪問、9月議会補正予算が可決され、10月に事業推進担当課となった高齢福祉課より、2回目の打診があり10／21に訪問、当会が受託可能かどうかの打診があつたものである。

2. 千葉県社会福祉士会へ想定される委託範囲、委託費と実施方法

① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握するため、地区内の実態調査をアンケート方式により実施する。11月下旬より調査票の設計に取りかかる。（市予算上限約202万円）

→ これについてはこれまでの経緯を鑑み、株式会社富士通総研にほぼ全部の作業を委託する。

当会として調査票の設計に関してスケジュール厳守で助言できるのであれば尚可である。千葉県社会福祉士会が受けて、株式会社富士通総研に発注することは自己契約には当たらないと判断するが、当会の定款にはそもそも自己契約禁止条項は存在しない。

② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるため、地区内に、主任（社会福祉士等の専門職）及び訪問員を配置し、民生委員や地域住民などとの連携・協働を図る。（市予算上限約167万円、主任及び訪問員の稼働状況により変動あり）

→ 当会として主任及び訪問員を確保したうえで、実施予定地区に11月下旬より従事していただく。従事していただく人は、基本的に千葉市在住（適任者がいなければ地域を広げて選定）である当会会員である者又は今後当会会員になる者としたい。期間の定めのある労働契約か業務委託契約（偽装請負にならないことに注意）を締結することとなる。

3. 主任及び訪問員に期待される役割、想定稼働日数等、必要経費

種別	期待される役割	想定稼働日数等	必要経費見込み (市予算より加工)
主任（社会福祉士等の専門職）	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りや買物支援等のサービスの提供プランを作成 ・訪問員からの報告、民生委員等との協働により、対象者の状況を把握 ・事業に応じ関係機関と協働 	初年度(11下～3月) 週3日 9：00～17：00 2年目以降(4～3月) 週4～5日	初年度（4か月強） 約80万円 2年目以降（年間） 約315万円（想定）

	し問題の解決を図る ※あんしんケアセンター、社協、UR都市機構、新聞配達、商店、民生委員、自治会のほか医療機関、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等多方面とのネットワークの構築が必要	9：00～17：00	※賃金又は報酬、交通費(法定福利費含まず)
訪問員 (ホームヘルパー協会等に打診することも考えられる)	<ul style="list-style-type: none"> ・プランに基づいて訪問を行う ・身体変化、生活変化察知 ・安否確認、生活上のアドバイス等 	初年度(11下～3月) 週3日 9：00～17：00 2年目以降(4～3月) 週3日 9：00～17：00	初年度(4か月強) 約36万円 2年目以降(年間) 約85万円(想定) ※賃金又は報酬、交通費(法定福利費含まず)

※初度設備、運営経費については、事務室の確保も含め別途市が支出するものとしている。

4. 実施予定地区と世帯数及び一人暮らし高齢者数

美浜区幸町2丁目(幸町第1中学校区)、UR都市機構の集会所に1室確保すること
平成21年7月末現在4,543世帯、平成21年6月末現在の一人暮らし高齢者は570人
(市内町丁別で最も多い)

5. 期待される効果

- ・社会福祉士としてまさに活動が期待される相談機能(個別援助技術、地域援助技術)を活かせる場を自らの手で創出することができる絶好のモデル事業である。
- ・モデル事業の成果が認められれば全国に同様な地域はあるので、社会福祉士の活動の場の1つとして広がる可能性がある。
- ・委託金額に多寡はあるかもしれないとともに、事務費拠出金あまり見込めないが、当会として何ら営業することなしに有償で受けることができる事業である。

6. 短所

- ・差し当たり3年間(平成21年10月から平成24年3月まで)の事業であること、なお、地域の自主活動として事業を継続する予定の旨を市議会に説明している模様(契約は単年度契約)
- ・当会としては特に平成21年度の事務費拠出金あまり見込めないこと
- ・誰が事業を推進していくか、具体的には主任及び訪問員を監督するとともに、仕事の質を当会としてどう担保し向上していくことができるか(成果を多方面に発信する必要がある)

※別添資料あり(理事会当日配付予定)

～以上～